

熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法について（補足）

本書は、愛知県が策定する「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」の補足として、工事を発注する際の取扱い等を定めたものです。

1 対象工事について

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に契約を行う土木工事
- (2) 主たる工種が屋外作業である土木工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工程から除くものとする。

2 実施方法について

- (1) 試行対象工事とする場合は、特記仕様書（施工条件）に明示する。

なお、すでに発注済の令和 7 年 4 月 1 日以降に契約を行う土木工事で、特記仕様書に明示がない場合においては、監督職員は工事打合せ簿で受注者へ通知し、協議により現場管理費補正を実施するものとする。

3 現場管理費の補正に計上する熱中症対策について

主に作業員個人に対する熱中症対策費用

（例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

※現場環境改善費に計上する現場の施設や設備に対する費用と重複がないこと。